照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用の軟エックス線用電離箱式照射線量計であって、エックス線の実効エネルギー範囲が四十キロボルト以上五十キロボルト以下の電圧で加速された電子によって生じるエネルギー範囲の場合において、校正範囲が照射線量にあっては一マイクロクーロン毎キログラム以上一マイクロクーロン毎キログラム以下のもの	平行平板型自由空気電離箱式照射線量設定装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	
照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用の中硬エックス線用電離箱式照射線量計であって、エックス線の実効エネルギー範囲が三十キロボルト以上四十キロボルト未満又は二百五十キロボルト以上三百キロボルト以下の電圧で加速された電子によって生じるエネルギー範囲の場合において、校正範囲が照射線量にあっては一マイクロクーロン毎キログラム以上一マイクロクーロン毎キログラム以下のもの	外挿電離箱であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	
吸収線量又は吸収線量率校正用のベータ線用測定器のうちベータ線源が次の各号に掲げる場合に、校正範囲が当該各号に掲げるもの 一　ストロンチウム九十及び放射平衡中のイットリウム九十吸収線量における両核種からの放射線の合計量が〇・一一ミリグレイ以上四十ミリグレイ以下 二　クリプトン八十五吸収線量における放射線の量が〇・三八ミリグレイ以上百四十ミリグレイ以下 三　プロメチウム百四十七吸収線量における放射線の量が二十マイクログレイ以上七・二ミリグレイ以下	速中性子フルエンス絶対測定装置群であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	速中性子フルエンス校正用の減速材付中性子検出器であって、中性子線源がアメリシウム二百四十一－ベリリウム又はカリホルニウム二百五十二の場合において、校正範囲が千毎平方センチメートル以上千万毎平方センチメートル以下のもの

財団法人化学物質評価研究機構		
セシウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	セシウム標準液であって、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの	
ガリウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	ガリウム標準液であって、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	
インジウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	インジウム標準液であって、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	
テルル標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	テルル標準液であって、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	
バナジウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	バナジウム標準液であって、財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	

○経済産業省告示第二百四十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、平成十九年経済産業省告示第二百十二号（計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十六日

経済産業大臣　二階　俊博

表特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質の欄中「長さ用六百三十三ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置」を「六百三十三ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置」に改め、同表特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質の欄中「長さ用六百三十三ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置」を「協定世界時に同期した原子時計及び光周波数コム装置」に改める。

○経済産業省告示第二百四十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第五号（計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十六日

経済産業大臣　二階　俊博

表特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質の欄中「減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器であって、周波数が〇・一ギガヘルツ以上三十三ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が一以下のもの」を「減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器のうち、線路が三・五ミリメートル同軸構造を有するものであって、周波数が〇・一ギガヘルツ以上三十三ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が一以下のもの」に改める。